

元ラクト健康・文化館産業廃棄物の処分業務 実施要領

建設局都市整備部市街地整備課

(担当 明石・古川 222-3580)

1 見積書の作成について

- (1) 京都市契約事務規則及び関係法令を遵守してください。
- (2) 別添仕様書に基づき、見積書を提出してください。
- (3) 見積書の宛先は、「京都市長」としてください。
- (4) 見積書は、1 m³当たりの単価とし、消費税及び地方消費税相当額を除いた金額を記入し、その旨を記載してください。
- (5) 見積書は、事業者の名称、住所、代表者氏名、担当者名および連絡先を記入、代表者印を押印のうえ、期限までに以下の提出先に「郵送」又は、「持参」してください。
- (6) 産業廃棄物処分業許可証の写しを添付してください。なお、許可証が中間処理の場合は、産業廃棄物処分業許可証の写しとともに、最終処分地の一覧を必ず添付してください。

2 委託先の選定について

- (1) 京都市の競争入札参加有資格者名簿に記載されている事業者のうち、処分場の所在地が京都市域又は排出事業場から概ね半径20km以内の事業者とします（市内中小企業以外の者による参加も認めます。）。
- (2) 提出された見積書は書換えたり、撤回することはできません。
- (3) 最低見積価格を提示した事業者を契約の相手方に決定します。

3 見積書提出期限

令和8年1月23日（金）午後3時必着

4 見積書提出先

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地分庁舎3階
京都市建設局都市整備部市街地整備課

5 その他

決定事業者にのみ、連絡します。